

患者等搬送事業について



患者等搬送事業者とは

救急車を呼ぶほどではないが、病院等へ行きたいという場合や、寝たきりなどの理由でストレッチャーや車椅子を必要とするなど、家族では病院への入退院や通院等が困難な方も安心して民間の搬送事業者を利用していただくため、本消防本部の定める条件を満たした搬送事業者を患者等搬送事業者として認定しています。

認定基準

- 1 当消防本部管轄地域（長浜市・米原市）に事業所を有し下記の道路運送法のいずれかに許可を受けた者
 - （1）一般乗用旅客自動車運送事業
 - （2）一般貸切旅客自動車運送事業
 - （3）特定旅客自動車運送事業
 - （4）自家用有償旅客運送
- 2 乗務員は18歳以上の者で、適任証の交付を受けている者。
- 3 患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員で運用すること。
- 4 患者等搬送用自動車については、救急車と紛らわしい外観でないこと。十分な緩衝装置を有していること。換気、冷暖房装置を有していること。ストレッチャー、車いす等が固定できる構造であること。携帯が可能な通信機器等を有していること。
- 5 応急手当に必要な資器材等を積載していること。

※救急車と同等の処置は行えません。緊急を要する場合は、迷わずに119番通報をしてください。

※サービス内容等、詳細については事業者にご直接お問い合わせください。

湖北地域消防本部 患者搬送認定事業者

| 事業所名 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 株式会社 かすたねっと | 長浜市末広町 240 - 17 | 0749-50-1941 |



患者等搬送用自動車認定マーク